

「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 八戸市は、人にやさしい福祉のまちづくりを推進するに当たり、当市の福祉への取組みの指針を示す(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)を制定するため、「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、条例の制定に関し、必要な検討、協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 住民、地域の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、条例の制定に係る業務が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会長の職務は、市長が行う。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第7条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉政策室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。